

# J A R L 中国地方本部便り 第 3 号-追加版



文責：中国地方本部長

平成 27 年 7 月 3 日付の「J A R L 中国地方本部便り第 2 号-追加版」により御報告致しました、「現島根県支部長 J E 4 W W K 金子由次氏」と「現中国地方社員及び J A R L コンテスト委員の J H 4 N M T 松田佳之氏」との裁判については、高裁判決が出た時点で結果を公表し、御心配を頂いている中国地方はじめ全国の J A R L 会員の皆様にご報告申し上げましたが、その時点で、原告の松田氏側は控訴棄却という高裁判決を不服として最高裁に上告しておりました。

私どもは、このような案件は、民事訴訟法第 312 条（上告の理由）及び第 318 条（上告受理の申し立て）の規定により、最高裁が扱うような案件でないことはわかつており、高裁判決が出た時点で結審したという解釈で「第 2 号追加版」を公表したわけですが、その後、松田氏の支援者とみられる方から、確定していない裁判について公表するのはけしからんという連絡が、J A R L 事務局のみに届き、公表を一時停止し控えておりました。

その後、最高裁判所から、我々の考えたとおり最高裁において受理すべきものとは認められないという決定がなされたと連絡があり、これにてこの裁判については訴えられた側の島根県支部長 J E 4 W W K 金子由次氏の全面勝訴という結果に終わりました。

## 最高裁判所 第三小法廷

調書（決定） …裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告書として受理しない。
- 3 (略)

### 第 2 理由

- 1 (略)
- 2 本件は民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

以前にも掲載しましたが、我々 J A R L 役員というものは、ボランティアで従事している役職であり、多少の意見の違いを克服し、お互いが協力し合って任務を遂行していくもので、業務の実施要領などについての意見の違いで、高額の損害賠償訴訟を起こすなど、あってはならないことだと思っております。

この裁判については、単に島根県支部長と J A R L 社員の間の係争と言うだけではなく、当時の中国地方各県支部長が連名で要望したことについて、いきなり「厳重注意」などという文書が会長名で送りつけられたことなどが遠因となり、その後のただし書き本部長と役員である当時の監査長との対立に発展していったわけです。更に、役員の任免についても他の地方では認められて、中国地方には認めないと言った当時の J A R L 執行部の不適切な処置がその大きな原因であり、中国地方ではこの理不尽とも言える執行部の処置に憤慨しておりました。

この裁判により、矢面に立たされた金子島根県支部長には、中国地方本部長として大変申し訳なく思っておりますが、全面敗訴した中国地方元監査長 J H 4 N M T 松田佳之氏には、誤った判断のもと提起した訴訟が、熱心かつ実直に職務を遂行している島根県支部長に与えた多大な経済的・時間的・精神的損失を補償するとともに、自らの行動を深く反省して J A R L のすべての役職を返上し、今後は善良な J A R L 会員としての人生を全うされんことを強く求めたいと思います。

裁判は終了しましたが、島根県支部長 金子由次氏が、先の定時社員総会でも質問した「中国地方監査長の印」(角印)についてもそのままであります。

J A R L 事務局から平成 24 年 9 月中国地方監査長に就任した 2 日後に請求しないのに一方的に送られてきて受領し公印と称する J A R L に財産権のある印鑑を 元監査長 J H 4 N M T 松田佳之氏は、J A R L 事務局役職者並びに代々の地方本部長からの度重なる返還要求・督促に対して二ヵ年半経った現在も、いまだに応えていません。

裁判の結果につきましては、再度、「J A R L 中国地方本部便り第 3 -号追加版」として掲載致しますが、長期間にわたり御心配を頂き、陰になり日向になって御支援をして頂いた会員・関係者の皆様にお礼を申し上げるとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう御願い致します。

～～～～～中国地方本部便り第 2 号・追加版 平成 27 年 7 月 3 日 文責\_中国地方本部長～～～～～

この追加版については、当時の J A R L 執行部の不適切な処置が中国地方本部全体の業務遂行に影響を及ぼし、未だ裁判という形で尾を引いているという現実に鑑み、現中国地方本部長の責任で皆様にご報告するものです。

本来、同好の士とも言うべきアマチュア無線家がボランティアで従事している役員等に対し、損害賠償訴訟というような手段に出ること自体、あってはならないことだと考えております。

J A R L では、他にも会員の方から裁判を起こされた事案もあり、誠に悲しむべきことだと言うほかありません。 同じ趣味を楽しむ人々の集まりとして、このような静いをなくし、和気藹々とした J A R L を作りたいという願いを込めて、あえて皆様に公表致します。～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第 4 回定時社員総会での中国地方からの事前質問は、島根県支部長の金子さんから、「中国地方本部を巻き込んだ裁判に関して会長の見解」を質問しました。

準備書面 の質問内容は下記の通りです。

この準備書面で書かれている、金子島根県支部長を被告にし 名誉を毀損しているとして高額な賠償金(150 万円)を要求した裁判(原告: J H 4 N M T 松田佳之氏、現中国地方社員・J A R L コンテスト委員)のもとになっている 平成 25 年 6 月 1 3 日に金子島根県支部長が J A R L 支部長メーリングで全国の支部長皆様にお届けした 『中国地方 混迷の 1 年 (ご報告)』 を後半に再度掲載致します。

— + —

準備書面 ⑮JE4WWK 金子由次

平成 27 年 6 月 5 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 山之内 俊彦 殿

支部区域毎(島根県) の社員

J E 4 WWK 金子 由次

## 第 4 回 定時社員総会 事前質問準備書面

## 第 1. ● 報告事項関連 組織運営について

\*1 平成 24 年 6 月の第 1 回定時社員総会において、理事・中国地方本部長候補者が役員選任されなかった事はご存じの通りです。その為に執行部の話合いで本部長代行が任命され、平成 24 年 9 月 8 日に地方本部の組織替えがあり、地方本部長公印がなぜか新任の JH4NMT 監査長に預けられました。それから 3 か月後の 11 月 24 日に「ただし書き本部長」の規則改正がされて 12 月 19 日に新本部長が任命されました。

\*2 新本部長は、地方本部運営を正常化したく奔走しました。しかしながら、前の本部長代行が任命した JH4NMT 松田監査長は、新本部長の指示に従わず 無視して勝手な判断や振る舞いにより地方本部の運営を混乱させ中国地方本部では大問題となりました。新本部長は地方本部を正常化させたく、平成 25 年 3 月に JH4NMT 松田監査長の交代を会長に申し出ましたが会長に拒否されることとなりさらに混乱しました。

\*3 監査長は、地方本部長が任命権者であり、会長の越権行為に地方本部ではたいへん驚きました。第 1 回定時社員総会で本部長が選任されなかった中国・北海道・四国的地方本部の中で、北海道地方本部は新地方本部長の意向に沿った役員変更がなされており、なぜ 中国地方本部は出来ないのかと苦情を度々申し入れましたが認められませんでした。さらに、支部長全員に会長名で「厳重注意」なる文書が送付されことを合わせて大混乱となりました。

\*このような、社団の組織運営を無視した当時の JARL 会長の暴挙とも言える 異常行動は許されるものなのでしょうか。

JARL 山之内会長の 誠実な見解をお伺いしたい。

\*4 当時、大混乱させられた中国地方本部、全国の支部でも同様なことが起こりえる現状を知って頂きたく、島根県支部長 JE4WWK 金子が平成 25 年 6 月 13 日に「中国地方 混迷の 1 年 (ご報告)」として JARL 支部長のメーリングにて支部長皆様にお届けしたことをご記憶の方も多いと思います。

\*5 メール送信した文書内容に関して、その中で指摘された当時の JH4NMT 松田佳之・元中国地方監査長(在任期間 H24/9~H25/6)が損害賠償請求控訴を起こした内容については、平成 26 年 6 月の第 3 回定時社員総会質問準備書面(準備書面⑭ JH4NMT 松田佳之)にて本人が記して取上げられています。

\*6 その裁判で JH4NMT 松田佳之氏は、前記「中国地方混迷の 1 年 (ご報告)」が名誉を毀損しているとして高額な賠償金を要求しておりますが、当時の中国地方本部役員一同は、JH4NMT 松田佳之氏が JARL の定款、規則、規程等を自分に都合のいいように拡大解釈し、本部長の業務指示を無視する等 中国地方本部業務を混乱させていると感じており、

監査長を解任することもやむを得ないと、本部長及び各県支部長の間では合意が形成されました。

\*7 裁判の 6 項目の争点内容については、ここでは詳細は記しませんが高額の賠償金を要求しておりました。

\*8 平成 26 年 1 月 25 日広島地方裁判所より、「JE4WWK 金子由次の主張の主要部分についての真実の証明がなされた」と認められ、JH4NMT 松田佳之氏の請求が棄却される判決がありました。書状では次のように記述されています。

\*9 「本件文書（中国地方 混迷の 1 年（ご報告））」は、被告（島根県支部長 JE4WWK 金子）が JARL の組織運営の正常化のためという公益目的によって送信したものであることは、同文書の記載内容及び証拠（被告本人）により認められる。」

\*10 「したがって、原告（JH4NMT 松田佳之）の本件損害賠償請求は、被告の行為に違法性が認められないから、その余の点について判断するまでもなく理由がない。よって、原告の請求は、理由がないから棄却することとする。」

地方裁判所 判決主文：「原告の請求を棄却する。」 H26/11/25

\*11 その後、JH4NMT 松田佳之氏は、広島高等裁判所に高額の賠償金を要求して控訴しましたが、平成 27 年 4 月 22 日に広島高等裁判所より広島地裁第 1 審と同趣旨で「控訴棄却」の判決が出るに至っています。

\*12 このように島根県支部長 JE4WWK 金子の送信した「中国地方 混迷の 1 年（ご報告）」は全て真実であると認められ名誉毀損ではなくて、高額な損害賠償請求訴訟の裁判は、地裁・高裁とも全面的に勝訴しています。

JH4NMT 松田佳之氏は、この判決を受けた後に不服であるとして最高裁に上告しておりますが、最高裁では判決が覆ることはありません。

\*13 このように、JARL の組織運営で本部長命令を無視する等の行為により地方本部の業務に支障を与え、さらに一方的に高額賠償金を要求した 元中国地方監査長・JH4NMT 松田佳之氏・現中国地方社員及びコンテスト委員 としての責任は重大であると考え、いかに問われるべきであるか？

JARL 会長の見解をお伺いしたいと思います。

## 第 2. ● 報告事項関連 印章取扱規程について

\*14 平成 23 年 1 月の一般社団法人移行後に、印章取扱規程第 3 条によって地方本部関係の印章は 第 9 号地方本部長印 と 第 10 号支部長印 の 2 種類のみとなっており 監査長公印は実在しません。

\*15 前項目の中での裁判内容で、元監査長が職務中に使用捺印していた「中国地方監査長の印」角印についても重要な争点になっていました。

\*16 上記の監査長印鑑は、一般社団法人になる前から就任していた 代々 の本部長・前任監査

長の誰もが知らない角印を JH4NMT 松田氏が H24/9 監査長になってから使用を始めました。

\*17 平成 13 年頃の J A R L 組織改革までは角印があったとされていますが、その後所在が不明でした。 JH4NMT 松田氏が H24/9/8 監査長に就任してから現れて 使われ始めました。 裁判が始まってから H26/1 証拠文書と証言の中で、「この印鑑は JARL 事務局から監査長就任 2 日後の H24/9/10 に 請求しないのに一方的に送られてきた」との事でした。 J A R L 事務局がどの様にこの監査長角印を所有していたのかは明確ではありません。

\*18 平成 23 年 1 月に一般社団に移行した時に、当時の元本部長は所有していた「本部長印、監査長印、各県支部長印」を J A R L に返還しています。その後からは、印章規程の変更で 公印は新本部長印、各県新支部長印のみになっており、監査長印は廃止されています。

\*19 裁判では、原告 JH4NMT 松田佳之氏は 「真正な公印である監査長角印」を J A R L から受け取っていると明言しています。

\*20 その公印であると称した監査長角印ですが、平成 25 年 6 月（本部長が任命権者にもかかわらず JARL 会長に辞任届を提出）に監査長を辞任しているにもかかわらず、新しい監査長に監査長角印を渡していないことが判明しました。

\*21 さらに、平成 25 年 7 月に当時の中国地方本部長が、本人に監査長角印を請求しても何も返信がなく、当時の J A R L 会長对中国地方本部に返還させるように依頼しましたが J A R L から連絡しても返事もないとの事です。

\*22 その後、当時の J A R L 会長から 何回も督促しても、2 年以上経った現在に至っても印鑑が返還されておりません。

\*23 印章規程によって、監査長角印は公印ではない事は公然の事実であり誰もが理解しているはずです。高額の賠償金を要求している訴訟原告の JH4NMT 松田氏が公印と称している印鑑をなぜ返さないのか、当時の本部長が尋ねたところ、裁判の証拠として弁護士に預けてあると説明がありました。しかし 地裁・高裁での裁判の中で証拠として監査長角印を提示されたことは一度もありません。監査長角印を見られては困ることがあるからかと、疑われても仕方ありません。

\*24 中国地方本部では、印章規程にない角印でも JARL から配布されたもので、地方本部の管理対象物であるので 今後もあくまでも返還を求めていきます。現中国地方本部長は、平成 27 年 5 月 7 日、松田氏に対し内容証明郵便にて返却を求めましたが、無視し反応はありませんでした。

J A R L としては、この 2 年間に何回も返却を要求している監査長角印を、今後どのような方法で返却させるつもりですか？

2 年間も不当所持しておりますが 法的手段を求める考えはおありますか？

この 2 点について J A R L 会長の見解をお伺いします。

- \*25 JH4NMT 松田佳之氏は、この監査長角印を JARL から受け取ったことについて、裁判の中の証言文書として次の様に記載しております。
  - \*26 監査長の印章は真正なものであること。元中国地方監査長 JH4NMT 松田氏は、「JARLが一般社団法人になった後の中国地方監査長に委嘱の 2 日後の平成 24 年 9 月 10 日に、請求しないのに一方的に JARL 事務局庶務課長の高橋壮氏から監査長の印章(角印)送られてきたので受領した。」
  - \*27 現社員松田氏は、「原告(松田氏)が中国地方監査長として使用していた印章は、JARLが作成し、原告にその使用を委託したものに他ならない。」
  - \*28 「本訴訟を注視している複数の JARL 理事らが、原告に監査長印を送付した JARL 事務局前庶務課長の高橋壮氏（平成 25/10/1 日付で総務部部長及び総務課課長兼務に移動）に、監査長印の取扱いについて確認したところ、監査長としての業務の遂行や 監査長としての対外的な文書の作成と発信などで監査長印を使用することが望ましいとの判断のもと、JARL として作成した監査長印を、各地域(地方本部)の監査長に送付してあるという内容の回答があった。」
  - \*29 各地域の監査長に 監査長角印を送付したのは事実ですか？
  - \*30 各々監査長に送付したとありますが、いくつの地域に送付しましたか？
  - \*31 送付印鑑は、JARL 保管印鑑か、新しく製作されたものですか？
  - \*32 前記の\*28 の回答を高橋総務部長は、複数の理事に発言しましたか？
  - \*33 もし発言がなければ、原告松田氏は 偽証をしたと思いますか？
  - \*34 JARL 事務局は、印章規程にも無い監査長角印をわざわざ送ることは、組織混乱させることとなりますが なぜ送ったのですか？
- \*29～\*34 の 5 点 JARL 会長の見解をお伺いしたい。

最後に、元中国地方監査長 J H 4 N M T 松田佳之氏（現中国地方社員）は、現在、コンテスト委員にも任命されているようだが、自ら起こした高額の賠償金を要求する不当な訴訟に完全敗訴の判決がなされ、印章取扱規程にもない監査長角印を真正な公印と称して使用し、さらには退任後 2 年を経過しても未だ JARL から地方本部長からの度々の要求に対しても 返還していない 摳取していると見られる状況を鑑みると、誠実で公正な立場で JARL の委員等の職責をこなさないといけない、その重責を担うにふさわしくないと断言できるが・・・

JARL として JH4NMT 松田氏の負うべき責任について？

JARL 会長の良識ある見解、お考えをお伺いしたい。



以上

\* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \*

以下は 平成 25 年 6 月 13 日に、金子島根県支部長が J A R L 支部長メーリングで 全国の支部長皆様にお届けした 『中国地方 混迷の 1 年 (ご報告)』 です。

★文中で、①～⑥の赤下線部分は、原告：J H 4 N M T 松田佳之氏、現中国地方社員・J A R L コンテスト委員 が名誉毀損とした訴訟争点です。  
地方裁判所・高等裁判所から、「全ての争点は真実であり名誉毀損に当たらない」 ので 『本件控訴を棄却する』 と判決されています。

-----Original Message-----

From: 金子由次  
Sent: Thursday, June 13, 2013 1:56 AM  
To: J A R L 連盟・支部長 M L  
Subject: 中国地方 混迷の 1 年

支部長（社員） 各位 様

支部長（社員）の皆さま、第 2 回定時社員総会の直前で お忙しいとは思いますがお許し下さい・・・  
J A R L 中国地方本部長（J A 4 D L F 綱島俊昭 氏）が、H 25 年 6 月 7 日付で J A R L 会長より罷免されました・・・

以下 「中国地方 混迷の 1 年 (ご報告)」 に纏めましたで ご理解頂きたくメールさせて頂きます・・・  
、 少し長くて読み辛いかも知れませんが、ご容赦をお願い致します～～

★ 他の J A R L 会員の方々への転送は ご自由にどうぞ！ ★

+++++  
+++++  
+++++

## 中国地方 混迷の 1 年 (ご報告)

全国の J A R L 各県支部長の皆様には、益々、御清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は、色々とお世話になっており、誠に有り難うございます。

現在 4 エリアは混迷しています。 それは、第 1 回社員総会で本部長候補者が否認された事から始まりました。

中々 後任の本部長をどうするか決まらない中で、会長以下の 3 役で理事会にも図る事が無く自分たちで牛耳ろうとする動きが見えてきたために、中国 5 県支部長の連名で「本部長代行者の選任の要望書」で（〇〇専務理事 又は 〇〇理事を代行者にご選任を要望致します・・・）と出しました。

それに対して、会長から「《厳重注意》支部長から起こされた連盟運営への妨害と判断されますので、この文書の撤回を求めます」という文書が郵送されてきました。 会長名の文書ではありましたが、私印を押印した文書でしたので私的な文書だと判断しそのままにしておりましたが、会長からはその後何にも言って来ませんでした。

その後 4 エリアの本部長（代行）に決まったのは、現副会長兼関西本部長の長谷川氏です。

そして長谷川代行が地方本部役員として選んだのは、本部長就任を総会で否認された方を始め、他の 2 名の方々です。

①中でも監査長になった人物は、本部長(代行)から地方本部公印を預かり 広島の中国総通に「自分が本部長(代行)の代行だ～と言つていき、中国総通が「そんな者がいるのか?」っと元本部長に問合せが行くという恥をさらしました。また、本部長(代行)が中国総通に挨拶にも行かなかつたので、今までの JARL の信用関係も低下してしまいました。

②さらにこの監査長は、非常通信協議会等の理事は自分であると勝手に選任届けを提出して、その後物議をかもし出しました。また、監査長公印は一般社団になってから廃止になつてゐるのに、自分で角印「中国地方監査長の印」を作つて押しまくっています。

その後、監査指導業務に対しては、各県から出される報告書を無視して事務処理を行う事なく遅延させるとともに、2 局のガイダンス局を支部長に無断で自分のところに集めて抱え込んで現在に至っています。本部長が運用を企図して機器の移動を指示しても抱え込んだままです。

その理由が、昨年の総会で各県監査指導委員長は任期切れであり、その後「ただし書き本部長」が各県からの任用意見書を集めないから、中国 5 県は監査指導委員長及び監査指導委員は不在であるとして、H24 年度の各県から提出された業務報告書をチェック捺印することなく留め置いております。

③今年の 4 月 19 日になってから、「H24 年度 JARL 中国地方本部 監査指導業務実施結果について(報告)」なるものを、会長・専務理事・本部長に自作の監査長印を押して出してきました。上記に述べたような事をクドクドと書き連ねており、「ただし書き本部長」が職務を果たさないからだと書き並べてあります。

④この中には、元本部長が中止した「H24/4/23 の監査指導委員長会議」に 5 県委員長が出席して主要な事項を決定したとまで記載しています。しかし、この会議は開催された事実が無いにもかかわらず虚偽の記載をしています。地方本部では、会議の会場費・交通費等も支出していません

各县の監査指導委員は、以上の様な状態でも肃々とその監査業務を今でも遂行しています。

ともかく、当時の長谷川本部長(代行)が本部役員「総務(総会否認者)、会計幹事、監査長」の 3 名を各県支部長に説明することなく決定した訳です。中には領収書偽造の発覚で元本部長から解任された者も含んでおり、地元をはじめ 各県の OM、正会員から何をやっているんだ～と苦情が集まりました。

そういう訳で、面倒な問題をはらんだまま長谷川本部長(代行)のもとで発足したのですが、その後 該当地域の各県支部長の意見を聞いて、当該地域の正員の中から本部長を指名するという規定が改正されて、12 月 19 日に会計監査であった岡山県の JA4DLF 綱島俊昭氏が中国地方本部長に委嘱されました。綱島本部長は、就任に当たって、役員は一新させて頂きたいと会長及び長谷川本部長(代行)に申し出ましたが、役員はそのままでという強い指示を受け、仕方なく綱島本部長が務めていた会計監査は交代しましたが、その他の役員はそのままの態勢で、再度発足したわけです。会長及び長谷川副会長は、当初 JARL 局機器管理団体代表も、替える事はまかりならん! っと強調されていましたが、健康上の都合で有りましたので、後々にやっと代える事が出来ました。

支部長の皆さま方、考えて見て下さい。 くだんの監査長が就任したのは 9 月 8 日の地方本部会議です。 その後、5 県支部長の全員の推薦で就任した理事でない本部長は、12 月 19 日に決定の綱島中国地方本部長です。

その 9 月から 12 月までの 3 ヶ月間は、ゼロリア副会長の本部長(代行)が、監査長を指導・命令してその業務に邁進させる事が出来たのに、本部長(代行)が職務運営を放棄していたのと同じです。 その間に、幾らでも監査指導委員長・JARL ガイダンス局運用者の任用も的確に監査長を指導していれば完了していたでしょう。

⑤前述した監査長の「報告書」には、規定・義務・権限の無い不必要的文書であり「ただし書き本部長」を落とし入れる様に書かれている、本部長を無視した重大な服務規律違反のものです。

長谷川本部長(代行)と松田監査長が、墓穴を掘った様なものです。

⑥その後は、我々が危惧したとおり、役員の一人(監査長)が本部長の指示に従わず、本来の職務である各期毎の報告を本部長にあげない。 本部長や我々支部長の問い合わせにもまったく反応しない、果ては会議にも出てこない 監査指導委員長会議も計画しない(H24 年度、H25 年度)という状態が続き、中国地方の監査業務は めちゃめちゃになってしまいました。

そこで綱島本部長には、我々各県支部長の考えもあり、また新本部長が仕事をしやすいようにと、地方本部の役員選任は本部長の専権事項であるから一部の本部役員の解任・変更を具申しました。

役員の任免については、会計監査以外の役員は本部長の権限で実施できることではありますか、一応、事前に承諾を得ようと会長にお知らせしたところ、「役員の交代は絶対にまかり成らん、白紙撤回せよ。」と強要する返事がありました。

実はこれより前に、同じ状況で「ただし書き地方本部長が就任した北海道」において、やはり役員を交代させていて、綱島本部長が「北海道は役員の交代を認めているのに、中国地方は認めないと納得できない…」と会長に直接訴えたのですが、明確な返事はありませんでした。 ゼロリア副会長の時は良くて、ゼロリア副会長が本部長(代行)の時に決めた事は、人事がダメだったのです。 公正さに欠ける処置です。

会長は、綱島本部長との面談(会長よりの要請で 3 月 5 日に岡山市に於いて)の中で「東京に帰ったら、北海道にも白紙撤回させる。」と約束されたそうです。

その後、北海道本部長に問い合わせたところ 会長からは撤回しろ!との指示事実はなく、中国地方だけが口頭で役員変更の白紙撤回を強要された訳です。

綱島本部長は、「この役員の交代についてはそれ相当の理由もあり、また 本部長権限に関する事柄について白紙撤回を命ぜられるのは法的な疑義もあります。 口頭での命令は困るので正式に文書で下さい」と、メールで会長に申し出ましたが、その後「役員の交代については認めていない。 穏やかな本部運営に努力しろ!」とメールがあつたきりです。

会長・副会長等執行部の皆さんは、我々から見るとあくまでも、現在の中国地方本部役員 3 名を守ろうとしているように見えます。特に監査長は 3 エリア元本部長(代行)とは、親分子分の関係かと推定・噂されているほどに 頑なに解任される事を阻止しているようです。将来の J A R L 運営には絶対必要な者だと 3 エリア元本部長(代行)は思っているようです。また、綱島本部長は元本部長(代行)から、「絶対に役員変更はまかりならん、選挙で選ばれない本部長が何でも出来るとは思うな～」っと恫喝まがいに言われたと嘆いていました。

その後の各県支部長の間では、8 エリアみたいに、本部長は会長に了解を取ろうとしないで 無断で解任してしまえばよかったですのだ～とまで話題になりました。

中国地方は、「本部長(代行)に関して要望書」を出した時点で恨まれたみたいだね～っと会話が弾みます。 3 エリア副会長だったからな～！ っです。

この 1 年間は、この様にごたごた続きの中国地方です。しかし、JARL から無理難題があつても 各県支部・地方本部(監査業務を除く)は自分たちの領分を全うしようと努力して活動しています。

5 月 19 日には、「全国本部長会議」が J A R L 本部で実施され、この席上でも綱島本部長は、30 分以上にわたり監査長の解任を主張しましたが、聞き入れられません。他の本部長さんの助言で「会長・副会長がこの監査長を指導すると約束すること！」で会議を終えたそうです。勿論、その後 3 週間を越しましたが、監査長に指導が行われた形跡はなく、そのままの状態です。メールを打っても音信不通、会議には欠席が続くことでしょう。

また、この本部長会議後の 5 月 24 日、綱島本部長のところへ北海道の社員〇と言う人物から電話があり、「綱島さん、社員総会が終わるまで、おとなしくしていた方が綱島さんのためですよ。」とまるで脅迫のような電話があったそうです。

全国の支部長様には、このような執行部のやり方をどう思われるでしょうか。

この報告書を準備している時、6 月 4 日に会長から本部長に電話が有り「退任を勧告する！」と言われたそうです。やめる理由はないので断ると、「わかった、じゃあ やめてもらう！」と言われたとの事。理由を尋ねると「昨日 広島中国総通に行って 監査長に無断でガイダンス運用の調整をした…」??、「昨年の社員総会の後、各県支部長以下の役員は任期が切れたのに、監査指導委員長の個人資料を監査長に出さないので、未だに監査指導委員長が決まらず、監査長が困っているのはお前の責任だから～」との事でした。各県は、総会後県役員人事を再選して運営しています。決まらないのは、誰の責任なのか 前述で明らかにしましたよね。

ガイダンス局の協同運用（これは、会長から総通に向けお互い協同して、ガイダンスをやりませんか？という要望書を出していたようです・地方本部では聞いていないので分かりませんでした）に関することが中国総通から話題に出たので、「共同運用の話は聞いていませんが、地方本部内部の事情で現在 ガイダンス運用できないので運用可能な状況になつたら、よろしく御願いします」と話しただけの事です。この会談が翌日には会長の耳に入っていたのです。

皆様のところには、この話はいっているのですか？。

「昨年の総会後、他の地域県支部も 監査指導委員長選任をやり直しているのですか！」と会長に問うと「当たり前だ。どこもちゃんとやってる～！」という返事があったとの事。 うそか本当かは知りませんが！。

綱島本部長が、「でもこれは 時期的に私に言うより、前本部長(代行)の長谷川副会長の責任ですよね！」というと、「先日の本部長会議(5/19)で説明して理解したはずじゃなかったのか！」と言われたので、「任期が切れたことは理解したけど、どこの地方も選任のやり直しをやっているか、会長の話は嘘か本当か分らないじゃないですか」と言っておいたそうです。

また、電話で「辞めろ～！」の話は受け入れられないので「文書で送って下さい」と頼んだそうです。

その時「綱島中国地方本部長と中国地方本部・松田監査長 の二人を 委嘱解除して辞めさせる～！」と言われたそうです。（監査長は本部長の委嘱では…？）

JARL 会長にその様な権限があるとの規定があるのでしょうか。 規定では地域の各県支部長の推薦を受けているのに、一言も各県支部長に説明が無くて本部長を辞めさせられるのですかね！。

監査長は本部長が決めているのに、会長と一緒に辞めさせる事が出来るのでしょうか。 長谷川副会長が本部長(代行)時代に決めた人事ですから、風当たりが悪くなつて辞めさせ易かつたのかも知れませんが。

会長、副会長はこの様に 何事にも理事会に諮る事なく 独断専行・独善的に運営が出来るのですね。

H25/6/7 付けて「本部長の委嘱を解く」と文書が 6/10 に来たそうです。

綱島本部長は、「異議申立て書」を提出する、準備しているとの事。

「2013 中国地方ハムの集い」も近づいているのに？ です。

「監査長」にも委嘱解除の文書が出ているのかは不明です。 何時もの事で、電話での その場限りの話だったのかも知れません。

次に、本部長決定には各県支部長の意見を聞いて…と有ります。 会長・副会長に都合の良い者を、無断で決める恐れが有りますね！。

今回の騒動を見ていると、会長は自分の考えで無い事まで 煽られて話しているのではと 気の毒に思ってきました。 全ては会長の口から出て、後々責任は会長が負わないといけないのでは～。 周りで煽っている方々は、ほくそ笑んでいることでしょう。

まだまだ 第1号議題（終身会員）やT S S 問題…。

JARL の 3 エリア移転、ビューローの 1 エリア移転 等々の噂に近い話題も出ていますが。

一部の JARL 執行部のためでなく、本当に J A R L の改善・改革のためであつて欲しいものです。 そうでないと、排除の動きになるのでは！。

以上の様に、地域の一人の役員を守るためにこの様な騒動になる事が どうしても理解できません。 そんなに強い絆があったのでしょうか。

お互いによく話し合って、友好的に良識ある解決方法は有った筈ですが。

全国の支部長様方には、この中国地方の現状を見て J A R L 執行部の理不尽な言動を見て、率直な御意見を頂ければ大変有り難いと思います。

また、こうした執行部のやり方について、皆さんで議論を深めていただければ心強く感じる次第です。

第 2 回社員総会でも、その様な意見が出ることを期待しております。

総会が終れば全て解決するわけでもありませんが。

平成 25 年 6 月 11 日

-\*-

島根県支部長 JE4WWK 金子 由次

E-mail : je4wwk (アットマーク) jarl.com  
699-2211 島根県大田市波根町 1345  
0854-85-8688 Fax\_0854-85-8440

-\*-

**★ 他の JARL 会員の方々への転送は ご自由にどうぞ！ ★**

\* \* \* \* \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \* = \*

以上